

練馬区立保育園「休日保育」のご案内

1 休日保育の実施園

保育園名	所在地	電話	定員	1日利用 上限
光が丘第八保育園	光が丘5-2-3	3979-9215	各園 30人 ※1 各園 20人 ※2	各園 20人 ※3
向山保育園	向山1-5-7	3970-6088		
石神井町つじ保育園	石神井町8-1-10	3997-8646		
上石神井第二保育園	上石神井1-5-3	3929-3247		
東大泉第三保育園 ※4	東大泉2-42-5	3922-0550		
氷川台保育園	氷川台4-47-12	3931-2603		
南大泉保育園	南大泉5-26-7	3921-4851		

※1 30人定員の園については、0～1歳児クラス計4人まで、2歳児クラス計4人まで

※2 20人定員の園については、0～1歳児クラス計3人まで、2歳児クラス計3人まで（東大泉第三保育園は※1の通り）

※3 1日の利用上限20人を超えた場合は、ご利用できません。

※4 東大泉第三保育園で実施している休日保育は、令和7年度から東大泉保育園で実施予定です。

※5 0歳児クラスの児童の利用定員は各園1人までです。

2 利用日

日曜日、祝休日（12月29日～1月3日を除く）

3 保育時間

7時30分から18時30分までの必要な時間

4 対象となる児童

①、②、③、④全てにあてはまる必要があります。

- ① 同居している保護者すべてが月12日4時間以上の就労を常態とし、日曜日・祝日に就労している家庭の児童（産休中、育児休業中の場合は利用できません。）
- ② 練馬区に在住し、利用希望月中に認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、練馬こども園、1歳児1年保育等、認証保育所、企業主導型保育園に在園している児童、または練馬区外に在住し、利用希望月中に練馬区内の同保育施設等に在園している児童
- ③ 休日保育の利用月の初日に1歳の誕生日を迎えている児童
- ④ 利用希望月1日時点で保育の必要性の認定を受けていること

5 申込方法

利用希望月の申込締切日（保育利用のご案内 P.15 参照）までに、以下の書類をご提出ください。

申込書の有効期限は、申込日の翌月から数えて最長6か月後の利用調整（選考）までです。ただし、4月1次にかかる申請をした方は、有効期間は4月2次までになります。（保育利用のご案内 P.16 参照）

- ① 『休日保育申込書』『健康状況表』『休日保育重要事項確認票』
- ② 『就労証明書』（保護者の人数分必要。同時に通常保育の申込書に添付済みの場合は省略可。）

※ 『就労証明書』には、日曜日・祝休日に就労することが記載されている必要があります。また、平日と日曜日・

祝休日の勤務時間が異なる場合は、その旨の記載が必要です。

※ 自営業等の方は「直近の確定申告書の控えの写し」等が必要です。（保育利用のご案内 P.22 参照）

③ （不定休で就労している場合）直近3か月分のシフト表（保護者の人数分必要）

※ シフト表等がない場合、選考対象外となります。

※ 産休・育休中の方は、産休に入る前の月の直近3か月分のシフト表を提出してください。

④ （ひとり親世帯の場合）戸籍謄本、児童扶養手当証明書等（保育利用のご案内 P.23 参照）

⑤ （65歳未満の祖父母が同居する場合）休日に保育にあたれないことを証明する書類（『就労証明書』等）

⑥ （令和4年/令和5年1月1日時点で練馬区に住民登録がない場合）

令和4年度（令和6年8月選考まで）/令和5年度（令和6年9月選考から）住民税納税通知書または課税（非課税）証明書のコピー

⑦ （認定こども園1号利用または練馬こども園在園中の場合）『休日保育用幼稚園在園証明書』

⑧ （認証保育所・企業主導型保育園在園中の場合）『在園（受託）証明書』

⑨ （練馬区外に在住で転入予定のない方の場合）お住まいの自治体の年度内に発行された教育・保育給付認定通知もしくは施設等利用給付認定通知の写し

⑩ （過去に申込み児童の『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書①』または『子育てのための施設等利用給付認定申請書（第2号認定・第3号認定）』を提出したことがない場合）

『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書①』

※ 上記⑦または⑧に該当し、利用希望月中に在園予定の世帯は、『休日保育申込書』の特記事項欄へその旨の記入が必須です。

※ 休日保育は、通常の保育とは職員体制が異なります。内定時の面接・健康診断の結果、集団生活が難しいと判断された場合は利用できません。

※ 面接時、児童の健康保険証、医療証、母子健康手帳の各コピーを園にご提出ください。

6 利用決定

申込者が欠員数を超えた場合は、保育指数と調整指数（保育利用のご案内 P.49 参照）を合算した指数の高い児童から利用者を決定します。なお、欠員がない場合は、利用調整（選考）を行いません。

各月3日時点での定員の空き状況については、保育課入園相談係までお問い合わせください。

7 利用料金

0円

8 注意事項

① 6か月間連続して休日保育の利用がない場合は、休日保育が利用できなくなります。再度休日保育の利用を希望される場合は、申込締切日までに再申込みが必要です。

② 休日保育は看護師が勤務していません。与薬の依頼はお受けできませんのでご了承ください。

③ 職員配置、給食材料の発注の都合上、利用申込は各園で指定された日までに行ってください。

④ 利用予定日の予約をキャンセルする場合の締切は、利用予定日の直前の開園日（土・日曜、祝日、年末年始は連絡を受け付けておりません）の正午までです。お子さまの体調不良等の理由によりお休みする場合を除き、必ず締切までにご連絡ください。利用当日など締切以降のキャンセルや、連絡のない欠席は、園の体制に多大な影響を及ぼしますので、ルールを順守していただくようお願いします。

⑤ 保育園等へ新規入園する児童が休日保育も同月に利用開始となる場合、休日保育を利用できるのは第2日曜日以降となる可能性があります。

- ⑥ 在園施設に、お子さまのことで問い合わせをする場合があります。
- ⑦ 保育園の行事等でご利用できない日があります。ご了承ください。
- ⑧ 利用希望月中に認証保育所、企業主導型保育園、練馬こども園に在園予定で休日保育内定した場合、最初の利用月中に『在園（受託）証明書』または「休日保育用幼稚園在園証明書」のご提出をお願いいたします。ご提出のない場合、内定が取り消される場合があります。

【問い合わせ先】 練馬区 保育課入園相談係 TEL : 03-5984-5848

休日保育申込書

令和 年 月 日

練馬区長 宛て

休日の保育園利用について、つぎのとおり申し込みます。この申込みによる休日保育の実施のために必要とする、区が保有する個人情報の利用に同意します。また、前記個人情報を在園施設および休日保育実施園に提供することに同意します。

1 家庭状況・希望保育園等

保護者	住所	練馬区		収受印（保育課使用欄）
	氏名		【電話番号】 自宅 () 母携帯 () 父携帯 ()	
利用希望児童	児童氏名	生年月日	性別	該当する項目にすべて <input checked="" type="checkbox"/> およびご記入をお願いいたします。
		平成・令和 年 月 日	男・女	<input type="checkbox"/> 在園中
				<input type="checkbox"/> 入園(転園)申込み中
				<input type="checkbox"/> 休日保育利用中 保育園
		平成・令和 年 月 日	男・女	<input type="checkbox"/> 在園中
				<input type="checkbox"/> 入園(転園)申込み中
				<input type="checkbox"/> 休日保育利用中 保育園
利用希望園		休日保育を希望する月	令和 年 月 1 日から ※ 休日保育は1歳の誕生日の翌月から利用可	
1		保育希望日 ※複数回答可		保育希望時間
2		<input type="checkbox"/> 毎日曜日 <input type="checkbox"/> 第_____日曜日 <input type="checkbox"/> 毎祝日 <input type="checkbox"/> 月_____回の休日（日曜日・祝日問わず） <input type="checkbox"/> その他		時 分
3				時 分
4		()		※ 7時30分から18時30分までの必要な時間を記載してください。
5		特記事項		
6				
7				
※きょうだいで申込みをされる場合は、右の質問項目へチェックをお願いします。		①きょうだいの組合せについて <input type="checkbox"/> 同時期に同じ保育園で利用できなければ、利用しない。 <input type="checkbox"/> 別々の保育園でもよいが、同時期でないと利用しない。 <input type="checkbox"/> 上位希望園で別園になるよりも、下位希望園で同園を希望する。 <input type="checkbox"/> 希望順位を優先し、別園でも希望する。 <input type="checkbox"/> ひとりでも利用できれば利用する。→②へ		②きょうだいで同時期に利用できない場合 <input type="checkbox"/> 利用できるのがどの児童であっても利用する。 <input type="checkbox"/> 以下の児童が利用できる場合のみ利用する。 (児童氏名 :)

2 保護者の状況

		母 氏名 ()	父 氏名 ()	
就労状況		外勤・自営(居宅外)・自営(居宅内) その他 ()	外勤・自営(居宅外)・自営(居宅内) その他 ()	
勤務先	名称			
	所在地			
	電話番号			
仕事の内容				
勤務曜日				
休日の勤務時間		時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分	
送迎者	母・父・その他 ()	緊急連絡先	氏名	連絡先
以下の質問にお答えください。(事実と異なる回答をしたときは、休日保育の内定取消または実施が解除される場合があります。)				
① 申込み児童の他に、すでに休日保育利用中の児童がいますか?⇒はい・いいえ 利用園/児童氏名 () 保育園/氏名 ()				
② 保護者が身体障害者手帳1・2級、聴覚障害3級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持していますか? はい・いいえ				
③ 65歳未満の祖父母と同居していますか? はい・いいえ ⇒「はい」と答えた場合は④へ				
④ 同居している祖父母には保育できない要件がありますか? ある・ない				

3 添付資料

- (1) 健康状況表
- (2) 休日保育重要事項確認票
- (3) 休日保育用幼稚園在園証明書(認定こども園1号利用または練馬こども園在園世帯のみ必要)
- (4) 教育・保育給付認定通知もしくは施設等利用給付認定通知の写し(区外在住世帯に限る)
- (5) 在園証明書(認証保育所または企業主導型保育園在園世帯のみ)

健康状況表

- 1 申込児童に関する健康状況について記入してください。
- 2 2人以上の申込児童がいる場合は、それぞれの児童についてご記入・ご提出ください。
- 3 与薬はお受けできませんのでご注意ください。

児童氏名	(歳 か月)	
1	平熱	度 分くらい
2	出血が止まりにくい	はい ・ いいえ
3	転びやすい	はい ・ いいえ
4	皮膚が弱い	はい ・ いいえ
5	耳・鼻が弱い	はい ・ いいえ
6	脱臼しやすい 「はい」の場合は、該当部位を○で囲んでください。	はい ・ いいえ 肩・肘・手首・その他 ()
7	風邪をひきやすい	はい ・ いいえ
8	気管支炎を起こしやすい	はい ・ いいえ
9	扁桃炎で熱が出やすい	はい ・ いいえ
10	喘息が出やすい	はい ・ いいえ
11	公害病で認定を受けている	はい ・ いいえ
12	予防接種で熱が出たことがある	はい ・ いいえ
13	食物・薬品以外で湿疹が出やすい	はい ・ いいえ
14	吐きやすい	はい ・ いいえ
15	下痢になりやすい	はい ・ いいえ
16	便秘になりやすい	はい ・ いいえ
17	ひきつけを起こしたことがある 「はい」の場合は、年・月齢を記入ください。	はい ・ いいえ (歳 月)
18	アレルギー体質である	はい ・ いいえ
	「はい」の場合は、主な症状を○で囲んでください。 アレルギー体質とその症状について医師の診断がある 制限する食品等 ()	食物・アトピー・その他 ある・ない
19	現在医者にかかっている	はい ・ いいえ
	「はい」の場合、以下の項目を記入してください。	
	病名 ()	()
	病院・施設名 ()	()
	症状 ()	()
	週または月にどのくらい通所していますか [週 ・ 月 回程度]	
	手術の予定 なし ・ ある (令和 年 月頃予定)	
20	かかりつけの内科	電話 ()
	かかりつけの外科	電話 ()
21	障害者手帳 (身体・精神)、愛の手帳を持っている はいの場合…[障害者手帳 (身体・精神)・愛の手帳 級 (度)]	はい ・ いいえ
22	保育をする上で、特に注意してほしいことがあれば記入してください。	

休日保育重要事項確認票

練馬区長 宛て

※休日保育において重要な事項を記載していますので、必ず1項目ずつご確認ください。

確認内容	
1	休日保育は、日曜日または祝休日に保護者が就労しており、日曜日または祝休日に保育が必要な児童をお預かりする制度です。就労以外での利用は制度の趣旨から外れますので、就労以外でのご利用はできません。また、休日保育利用開始後、就労状況変更に伴い保育時間や緊急連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに休日保育実施園へご連絡ください。
2	利用調整は、申込締切日までに提出された書類で審査します。必要な書類は、申込締切日までに必ずご提出ください。提出漏れがないか、再度ご確認ください。なお、郵送で申込書等の書類を提出した場合、必要書類の同封漏れや郵便事情による未着について区は一切責任を負いません。
3	申込後、家庭状況（住所、家族構成、仕事（転職を含む。）、保育状況等）が変わった場合は、保育課に必要な書類を必ずご提出ください。申込内容と事実が異なる場合や変更が生じたにもかかわらず届出がない場合は、内定が取り消されたり、休日保育をご利用いただけない場合があります。
4	休日保育の対象となる児童は下記①、②、③、④の全てに当てはまる必要があります。 ①同居している保護者すべてが月12日4時間以上かつ日曜日・祝日に就労している家庭の児童（産休中、育児休業中の場合はご利用できません。） ②練馬区内に在住し、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、練馬こども園、認証保育所、1歳児1年保育、企業主導型保育園に在園している児童または練馬区外に在住し、練馬区内の同保育施設等に在園している児童 ③休日保育の利用月の初日に1歳の誕生日を迎えている児童（0歳児クラスの利用定員は1人までです。） ④利用希望月1日時点で保育の必要性の認定を受けていること。
5	（休日保育申込時に自己作成によるスケジュールを提出された場合） スケジュールに記載された内容に基づいて、指数が算定される場合があります。提出されたスケジュールの記載内容と異なる事実が判明した場合、内定が取り消されたり、休日保育をご利用いただけない場合があります。
6	（休日保育実施園の変更（転園）を申し込む場合） 休日保育実施園の変更（転園）が内定した場合は、いかなる理由があっても元の休日保育実施園に戻ることはできません。内定した後で辞退すると、元の休日保育実施園はご利用できなくなります。申込み後に休日保育実施園を変更（転園）する意思がなくなった場合は、直ちに申込みを取り下げてください。申込締切日を過ぎて提出された申込取下げ書はその月の利用調整に反映できません。
7	休日保育は、通常保育の職員体制とは異なります。面接・健康診断の結果、休日保育の職員体制では集団生活が難しいと判断された場合はご利用いただけません。
8	休日保育は、看護師が勤務していないため、与薬の依頼はお受けすることができません。また、与薬が必要な場合については、面接・健康診断の結果、内定が取消しになる場合があります。
9	休日保育内定後、利用予定日の申請は利用予約票で指定された締切りまでにFAXで行ってください。締切りまでに提出された申請をもって、職員体制等を決定しているため、締切りを過ぎての申請・利用はできません。
10	各園の1日の利用上限は20人までとなります。休日保育に登録された場合であっても、20人を超えた場合はご利用できませんのでご了承ください。
11	休日保育は、利用予約の時間に合わせて職員配置をしています。そのため、利用時間は利用申請時の時間をお守りいただくようお願いいたします。変更の場合は速やかに電話にてご連絡ください。
12	利用申込後にキャンセルされる場合は、体調不良などの理由によりお休みする場合を除き、必ず利用予定日の直前の通常保育平日開園日（※土・日曜、祝日、年末年始は連絡を受け付けておりません。）の正午（12：00）までに各園へ電話にてご連絡してください。
13	自動車での送迎は休日保育実施園の近隣の方々のご迷惑となりますので、ご遠慮ください。 ※自動車で送迎される場合は周辺のコインパーキング等をご利用ください。
14	休日保育をより多くの方にご利用いただくために、6か月間休日保育の利用がない場合は、休日保育をご利用できなくなります。再度休日保育の利用を希望される場合は、申込締切日までに再申込みが必要です。
15	休日保育のご利用が必要なくなった場合は、速やかに「休日保育辞退届」を保育課入園相談係に提出してください。
16	申込書の有効期間は、申込書を提出した月の翌月から数えて最長6か月後の利用調整までです。ただし、4月1次にかかる申請をした方は、有効期間は4月2次までになります。
17	上記の内容を守っていただけない場合、休日保育の登録を解除することがあります。
上記の事項について全て確認し、保護者全員同意のうえで申請します。 令和 年 月 日 保護者氏名	